

循環型社会形成推進交付金事業の建築物等の整備に要した費用が交付対象外など

4件 不当金額(支出) 1億0184万円
(前年度 4件 3億0014万円)

1 交付金事業の概要

循環型社会形成推進交付金交付取扱要領(以下「取扱要領」)によれば、マテリアルリサイクル推進施設、有機性廃棄物リサイクル推進施設等を整備する事業において交付金の交付対象となるのは、特定の設備のための建築物等とされている。このうち、有機性廃棄物リサイクル推進施設の整備において交付の対象となる建築物は、発酵設備・その他有機性廃棄物のたい肥化、飼料化等の資源化に必要な設備等の特定の設備のための建築物とされており、受入・貯留・供給設備、搬出設備、排水処理設備等(これらを「受入設備等」)のための建築物は、交付の対象とされていない。また、交付対象事業費の範囲は、交付対象設備等に係る本工事費、付帯工事費等から構成される工事費、事務費等とされており、このうちの本工事費は、材料費、労務費及び直接経費から構成される直接工事費に、共通仮設費及び現場管理費から構成される間接工事費と、一般管理費を加えて算定することとされている。このうち現場管理費は、直接工事費及び共通仮設費の合計額である純工事費に取扱要領に定められた所定の率を乗じて得た額の範囲内とすることとされている。その際、コンクリート製のU型側溝等のように、工場において生産されて完成された製品として設置することにより効用を発揮するものの調達額(以下「特殊製品費」)が直接工事費に含まれている場合には、特殊製品費の1/2に相当する額を純工事費から減額することとされている。また、一般管理費は、直接工事費と間接工事費の合計額である工事原価の金額の区分ごとに取扱要領に定められた所定の率を工事原価に乗じて得た額の範囲内とすることとされている。

2 検査の結果

交付対象事業費の算定に当たり、2事業主体(山形広域環境事務組合及び大任町)は、廃棄物の処理に直接必要な設備等に該当せず交付の対象とならない受入設備等を設置するための建築物等の整備に要した費用を交付対象事業費に含めるなどしていた。また、2事業主体(東白衛生組合及び西予市)は、現場管理費について、純工事費から特殊製品費の1/2に相当する額を減額していなかったり、取扱要領に定められた所定の率よりも高い率を用いたりして算出していた。さらに、西予市は、一般管理費について、取扱要領に定められた所定の率よりも高い率を用いて算出していた。

したがって、受入設備等のための建築物等の整備に要した費用を交付対象事業費から除いたり、取扱要領に基づいて現場管理費及び一般管理費を算出したりするなどして適正な交付対象事業費を算定すると計130億2880万円となることから、本件交付対象事業費計134億1074万円は、これに比べて3億8193万円過大となっており、これに係る交付金相当額計1億0184万円が過大に交付されていて不当と認められる(東白衛生組合については、前掲34ページ参照)。

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助 対象事業費)	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める 事業費 (国庫補助 対象事業費)	不当と認める 国庫補助 金等相当額
山形県	山形広域環境 事務組合	循環型社会形 成推進交付金	平成30 ～令和 2	14億2813万 (13億9520万)	4億6506万	9462万 (9462万)	3154万
福島県	東白衛生組合	同	平成26 ～令和 2	53億9227万 (47億2749万)	15億7582万	9929万 (9929万)	3309万
愛媛県	西予市	同	平成 28、29	2億0269万 (1億8957万)	6271万	504万 (504万)	120万
福岡県	田川郡大任町	同	平成29 ～令和 2	90億1701万 (70億9847万)	23億4117万	1億8296万 (1億8296万)	3600万
計	4事業主体			160億4011万 (134億1074万)	44億4478万	3億8193万 (3億8193万)	1億0184万